

2016年7月7日

京都市長 門川大作様

介護保険改正による「新総合事業」について申し入れ（要望及び質問）

私たちの会は、昨年7月7日に京都市長宛に、「介護保険法改正への提言」を提出しました。いよいよ来年4月に実施される新総合事業の基本方針や具体策について、目前の現在においても何ら市民に明らかにされていません。

本年4月25日、京都市高齢者施策推進協議会より「新しい総合事業の基本的な考えかたについて」が京都市長に報告されていますが、その内容に問題があるように思われます。

基本的に介護サービスは、恩恵として与えられるものではありません。私ども市民も与えられるものを受けるだけでなく、自分自身の豊かな人生を歩むために、すべての要支援者自らがサービスを選択するものだと考えます。

京都市は早急かつ真摯に私たち市民や利用者の声（要望）に耳を傾け、情報を市民に公開されることを要請します。再度、以下の点について申し入れます。

- (1) 新制度に移行後も、要支援1・2の軽度利用者へのサービスを抑制しないで、当面は現行相当サービスのみで実施し、単価も内容もこれまで通りとして下さい。現行のサービスを維持・確保することを最優先とし、「助け合い」「支え合い」「介護予防」の地域づくりは市民共同でじっくりと時間をかけて作り上げて下さい。
- (2) 京都市内や同一行政区内においてサービスの質や内容に格差が生まれないように取り組んで下さい。身体介護・生活援助は専門職（ヘルパー）で対応し、無資格・低報酬の担い手に任せないで下さい。
- (3) そもそも訪問介護や通所介護の本来の目的は、要支援・要介護になった場合においても、可能な限り在宅でその人の能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練により、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者家族の負担軽減を図るものであります。
移行後も利用者への生活支援サービスの充実・強化のために、ケアマネジャー相当の役割を果たす生活支援コーディネーターを配置して下さい。
- (4) 今後ますます増える需要に備え地域包括支援センターの体制を強化して下さい。各センターによるサービスや対応、運営等に相当のバラツキがあります。
(注：2013年5月23日付、当会より京都市長への提言書「京都市地域包括支援センター、聞き取り調査報告書」を参照下さい。)
- (5) 要介護認定の方法等については報告書には明らかにされていません。地域包括支援センターによる基本チェックリスト（原則即日判定）で振り分けしないでください。機械的な窓口対応ではなく、要支援・要介護認定は窓口で誰でも受けられるように、希望するサービスを選べるようにして下さい。
- (6) サービスに必要な総合事業費を確保して下さい。いわゆる上限額を理由に利用者の現行サービスの利用を抑制しないで下さい。

訪問型サービスについて

- (7) 京都市高齢者施策推進協議会の報告によると、身体介護を伴う場合は訪問介護員による現行相当のサービスを設けるが、身体介護を伴わない場合には生活援助を中心に訪問型を「生活支援型（A①）」と「支え合い型（A②）」に分類、専門職が幅広く対応するA①と非専門職のA②が

分担するとされ、報酬にも差を設けています。現行の要支援訪問介護には、生活介護と身体介護の区別はありません。京都市はこれを分けようとしています。生活援助の選別基準も良くわかりません。国基準（ガイドライン）ではこの訪問型サービスAの内容は「生活援助等」となっており、京都市案ではあえて「等」が削除されています。訪問介護員の業務は身体介護と生活援助のみで他にありません。「等」の削除には大きな意味があります。サービスの縮小をせず、国案より後退させないで下さい。「身体介護」も受けられるように、「生活援助等」にして下さい。現行要支援1でも身体介護のサービスが提供されている現状があります。（注：協会が行った調査で、要支援1で入浴介助を27名、その他介助を119名が受けている）

- (8) 国基準「訪問型サービスC」をなぜ削除したのか。短期集中的に保健・医療の専門職に相談できる体制を確保して下さい。
- (9) 支え合い型（A②）…多様な人材の参入促進を図ることで高齢者の生活支援を担う人材の裾野拡大に努めるべきとされていますが、人材育成の研修、その報酬についてどのように考えておられますか。週1回、1時間1回250円の算定根拠を教えてください。
- (10) 「高齢者支え合い活動」は昨年、東山区・中京区で先行的に実施されましたが、その実施結果、その検証結果を公開して下さい。
- (11) ボランティア・地域支え合い型…ちょっとした困りごと等に地域の住民等が支援するサービスを提唱されていますが、実際のところ「昔からの小学校区」はあるものの地域ではそのような風潮は醸成されていません。これは上からの押し付けのようで、住民主体による支え合いの姿が見えてきません。京都市社会福祉協議会への委託で解決しません。利用者への対応、生活・心情理解、プライバシー保護等の研修は必修と思われます。地域活動の担い手の確保、活動の場所の確保、地域への働きかけ、ボランティアの育成計画そして実費有償についても早急に市民や地域に情報を公開して下さい。

通所型サービスについて

- (12) 同報告書では、通所型サービスの実態調査は事業所による参入意向調査のみになっています。利用者のニーズの実態が不明です。京都市のニーズ調査が掲載されていません。
- (13) 同報告書の調査では、介護事業所は「参入を検討しない、未定」が半数を占めています。介護事業所の抱える問題点（従来からの人手不足、報酬削減等による経営悪化など）を踏まえ、地域の介護基盤を維持強化して下さい。
- (14) 利用抑制・利用者負担の増加は行なわないで下さい。

NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会
理事長 梶 宏